

亀山市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により公金事務を委託したので、同条第2項及び亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第32条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月14日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

地方公共団体情報システム機構

東京都千代田区一番町25番地

2 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日

令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に委託した歳入等

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により交付する住民票の写し、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書及び課税証明書に係る交付手数料

4 指定公金事務取扱者に委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで